



株北光

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づきマージン率等について公開します。

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

事業所の名称	株北光
事業所の所在地	〒987-2124 宮城県栗原市高清水下佐野23番地

※2025年3月1日現在

派遣労働者数	派遣事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均金額)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
7	2	16,660	12,716	23.7%

※マージン率とは

派遣先より株式会社北光に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの金額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージン率に含まれる費用

社会保険料		健康保険、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
会社運営費	健康診断費用	一般健康診断の受信費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練、事務管理等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、法定手数料、通信費
営業利益		労働者派遣事業料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2.教育訓練に関する事項

・新規採用訓練 ・OA機器操作訓練 ・リーダー教育訓練 ・ビジネススキル研修

3.労働派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無

・有

4.労使協定の有効期間

・2025年4月1日から2026年3月31日

5.労使協定の対象となる労働者の範囲

・全ての派遣労働者

6.キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先

・電話0228-58-3151